

現代史における「蛮行」の国際比較のための覚書

——記憶と歴史のあいだ——

平瀬徹也

一

一九九五年は第二次世界大戦終結の五〇周年にあたるということ
で、旧連合国側であれ旧枢軸国側であれ多くの国ぐんで大戦記念ない
し追悼の行事が催された。わが国でも大戦に関する国会決議の是非や
決議の内容を中心に前大戦をどう理解しどう評価するかの論議があら
ためて広い関心を呼び、それがまた諸外国とくにアジアの国ぐんに複
雑な反応を惹起した。いうまでもなく、当時、大東亜共栄圏と称され
た地域に含まれたアジアの国ぐには、単に戦場となった事実由来す
る多大な被害の他にもさまざまな形での直接間接の影響をこうむった
——例えば朝鮮半島——故に、日本での第二次大戦論議、とりわけ日
本の戦争責任をめぐる論議の行方に無関心で居られないのは理解でき

るところであった。

ところで、戦争責任が問題とされる場合、戦争を計画し他国に強い
責任と並んで、否それ以上に、戦時期の残虐行為や重大な人権侵害
の問題が大きな部分を占めることは周知のところであろう（後者を、
戦時以外のそれを含めて本稿では「蛮行」と総称する）。アジア諸国が
わが国の戦後五〇年論議に注目した理由も多分にそこにある。これ
に対し、日本では米空軍による広島・長崎への原爆投下や東京など大
都市への「戦略爆撃」、旧ソ連による日本人捕虜の「シベリア抑留」な
どを例に挙げ、蛮行は日本人の専売特許ではないとして第二次世界大
戦観の見直しを迫る動きがしばしば表面化したことも周知の通りであ
る。その背景ないし根深い要因として、戦後の極東軍事裁判（東京裁
判）が当初から連合国による戦争犯罪は管轄外であるとして一切とり
挙げなかった事実が指摘できよう。そのことの法律的当否は別にして、

前大戦の性格の歴史的検討が課題とされる場合、一方の側の戦争犯罪の吟味だけでは不十分であることは明らかである。

以上に加えて戦後五〇年の歳月は大战の両当事者の戦争中の諸行為に関しても新たな事実、少なくとも戦争直後には充分知られていなかった諸事実を相ついで明るみに出した。わずかな例を挙げてみても、日本側に関して言えば細菌による捕虜らの人体実験にかかわった七三一部隊の存在や中国戦線における毒ガスの度重なる使用はその典型例であろうし、連合国側に関して言えば、米国による日系市民の強制隔離収容、原爆投下決定過程の究明の進展（敵味方双方の犠牲者を減少させるためとの米国の公式的説明の根拠の動搖）などはその典型例であろう。さらに、大戦中ではないが戦後のベトナム戦争、アルジェリア独立戦争などにおける旧連合国の残虐行為、米国による中南米諸国への再三の干渉や軍事介入、スターリン暴政（シベリア捕虜抑留はその一端にすぎない）の暴露など、旧連合国の内実がさまざまな形で明るみに出た。これら諸事実は——戦後の諸事件さえも——第二次世界大戦の性格や意味を考える上で重要な光を投げかける諸要素であるといわねばならない。

以上に述べたような状況にも促されて、筆者は第二次世界大戦像の再検討の一環として「蛮行」の比較検討の試みに着手したことがある。⁽¹⁾ わが国の歴史研究においては、南京虐殺事件、ナチス・ドイツによる

ユダヤ人らの虐殺（いわゆるホロコースト）を初めとして、それぞれの事例に関して数多くの専門研究の積み重ねがあるが、それらを相互に比較検討する試みは管見の限りではほとんど存在しない。その結果、個別事例の研究はますます精緻となり非専門家には近より難しいものとなる一方、それぞれの事例の評価には首をかしげたくなる場合も少なくない。それはある意味では当然でもあろう。学問における有力な方法である比較を軽視することは正しい評価に達する途をみずから閉ざすに等しいからである。しかし、そう書くことは容易であるが、これだけ個別研究が発展した現在、それらを比較検討することはそれほど簡単ではなく、むしろ至難のわざと言うべきであろう。本稿もあくまで試論の域を出ないばかりでなく、そうしたものとしても不十分な段階に留まっていることは自覚するところだが、旧稿を一步なりとも進めることは出来たと考えている。さらにそうした作業を通して各国軍事文化の比較というより大きなテーマへの接近の糸口ともなればと考えている。

二

旧稿において筆者は、蛮行 (atrocities) すなわち戦時下の残虐行為や交戦法規違反、また戦時平時を問わぬ大規模人権抑圧などを三つの

カテゴリーに分けて論ずるのが適當と指摘した。三つとは、(1)戦場の狂気、(2)戦争の狂気、(3)イデオロギーの狂気、である。本節では(1)を中心にとり挙げる。

「戦場の狂気」に該当するのはベトナム戦争中の米兵によるソンミ（ミライ）村虐殺事件がもつとも典型的だが、やや性格を異にするもの南京虐殺、フランス軍によるアルジェリア独立戦争中の残虐行為などもここに分類できると考える。

この(1)の基本的特徴は、戦闘中戦友を失ったこと、村落住民がゲリラの楯となり敵に有効な反撃を加えにくいことなどの状況下に戦闘員が個々にまた集団で逆上し蛮行に及んだケースであり（ソンミ型）、また、以上に加えて部隊を統御すべき出先軍司令部が第一線部隊の暴走を制止する能力を失うかあるいは共謀するケース（南京・アルジェリア型）である。

(1)の典型であるソンミ型について。この型は何もベトナム戦争中の米軍の行動に限られるわけでは無くない。おそらく旧ソ連軍占領下のアフガニスタンに、否全世界にこのケースは無数に存在したであろうし、今後も存在し続けるだろうと考えられる。何故なら状況がそれを生み出すのであり、敵地において住民の積極的ないし消極的支持を得たゲリラを相手として闘う場合、必ず予想される事態であろう。したがって蛮行行為者の属する国家の体制がどうであれどの国もこの型の

蛮行を免れることは出来ないと考ええる。ソンミ村事件がとりわけ著名である理由はむしろアメリカのジャーナリズムがこの事件を発見し世界に報道したため米軍がともかくも指揮官を軍事裁判にかけるという、ある意味では他国では容易に起こり得ない事態に至ったが故であるとも言える。そこに現地住民に対する人種的蔑視が介在する場合はこうした事件の惹起する可能性はさらに増大するであろう。

逆に、ゲリラ勢力の側の問題点としては一般住民が占領軍に対して楯の役割を果たす事実が住民が戦闘に巻き込まれる可能性を高めるとの指摘ができる。国際法上は一般住民は非戦闘員であり攻撃の対象ではあり得ないが、直接間接にゲリラ勢力に便宜を与えこれを助けている場合、侵入軍の目から見ると国際法上の保護を享受する資格を失っていると感ぜられることがさらにこの種の事件を多発させることになる。第二次大戦末期の一九四四年六月、フランス中部を移動中のドイツ軍（武装SS師団）が途上で起こした悪名高いオラドゥール村事件——一村の老幼男女六五二名を虐殺したとされる——もこの型の典型といえる。オラドゥール村民は付近で活躍中のレジスタンス・ゲリラと特別の関係は無かったといわれ、SS師団の側に誤解があったと見られるが、敵地を移動するドイツ軍部隊にとって冷静な判断を下す余裕は無かったであろう。

他方、南京虐殺事件やアルジェリア戦争中のフランス軍の蛮行を「戦

場の狂気」に加えることには異論も予想される。たしかにソンミ型とは規模もそれに至る背景も大いに異なるが、本国政府の政策による計画的行動と断じ切れない点でやはり戦場の狂気に分類すべきと考える。南京事件の場合すでにしばしば指摘されているように、大惨事を惹起する条件は複合的重層的に準備されていた。何よりも日本軍が補給の準備もなしに上海から作戦を続行したこと、そのため行軍は限りなく略奪行に近いものとなり兵士たちのモラルが継続的に崩壊していったことが挙げられる。さらに日本軍のより構造的な問題として、そもそも捕虜の取扱いを含めて国際法を遵守して戦争を遂行するという認識が不十分であり、むしろそれ以前と比較してもそのための教育が抑制されたこと⁽⁴⁾、これが蛮行のおそらく最大の要因となっていたことが指摘できる。また戦場における下克上心理を挙げることも的外れではあるまい。表面的には軍律の厳しさを自負した日本軍もそれが内面的理解に基づくというよりも多分に上からの押しつけに頼っていた故に、ひとたび戦場で上からの圧力が弱まれば下克上の風潮が一気に解き放たれ兵士が蛮行に走ることは自然の勢いであったと言える。日本陸軍ほどでないとしても軍隊が厳しい階層組織である以上、この心理はある程度普遍的であろう。アッツ島攻略でもサイパン島攻略でも上陸作戦に向かう輸送船上のアメリカ兵は深夜に至っても賭けポーカーに熱中し将校の制止を全く受けつけなかったとオーテス・ケーリは回

想している⁽⁵⁾。個人の生死が賭けられた戦闘に際して兵卒が下克上の態度を示すことは洋の東西を問わないように思われる。

他方、南京事件において中国軍側も蛮行の成立に当たって一定の役割を演じたことに触れないとすれば片手落ちであろう。通例、現代の戦争では大都市を攻撃すれば交戦法規通りの軍事施設中心の戦闘となることはほとんど期待できない。したがって、大都市とくに首都クラスの攻防の場合、第二次大戦でもその都市を非防備都市と宣言し、ここでは防衛行動を抑制し、攻撃軍に平和的進駐を許すことがヨーロッパでは稀でなかった(例えばバリ、ローマ)が、中国側はそうした形を取らず、首都を戦場として抵抗した。勇敢とも愛国的とも評することができる作戦であるが、そのことが蛮行の規模を一層大とした一因となったことは否めない。さらに、仮に首都を戦場とした場合でも、もはや勝敗の帰趨が明らかとなったとき、降伏交渉がなされ開城に至る途も有り得たが、中国側は司令官以下が防衛軍を遺棄し真先に戦場を離脱したことが大虐殺の条件を加重したと言える。

つぎに、フランス軍によるアルジェリア独立戦争中の蛮行については、七年五か月にわたるという点でソンミ型と同列に論ぜられないとの批判も有り得るが、逆にソンミ型の蛮行の巨大な集積と見做すこともでき、戦場の狂気に分類しうると考える。ともあれ、アルジェリア(FLN)側の挙げる数字で百万人、フランス側の数字で二〇万人と、

死者数の確定はきわめて困難であるものの、一千万の人口からすれば何れの数字をとるにせよ「大変な殺戮」(村松)であることに変わりはない。⁽⁶⁾ ナチス・ドイツ軍によるオラドゥール事件を強く糾弾して止まないフランス人がアルジェリアにおいて幾度となくオラドゥール事件を遂行した事実は忘れられてよいものではない。

最後に、戦場の狂気の一種としての捕虜殺害について触れておきたい。ここで問題とするのはBC級戦犯裁判で責任追求がなされたような収容施設での捕虜虐待(これについては後述する)ではなく、戦場での投降捕虜の処遇である。南京事件で虐殺された犠牲者の相当部分はこのようにした捕虜であり、日本軍の国際法無視の実態をよく示す事例であるが、日中戦争ほどでないことは確かであるにせよ、太平洋戦争でのアメリカ兵やオーストラリア兵による日本兵捕虜の殺害も決して珍しいことではなかった。ダワーは、「戦場では、連合軍兵士も司令官も多数の捕虜を望まない場合が多かった。これは決して公式の政策ではなく、場所によっては例外もあったが、アジアの戦場においてはほとんど常態であった」として十数頁にわたり多くの例を紹介している。⁽⁷⁾ ここにそれらを紹介する余裕はないので一例だけに限れば、「たとえば日本の輸送船を沈め、その後一時間以上もかけて何百、何千という生き残り日本兵を銃で撃ち殺したアメリカの潜水艦艦長は、この虐殺をその公式報告書に記録し、しかも上官から公の賛辞を与えられてい

現代史における「蛮行」の国際比較のための覚書

る」。ダワーの紹介するアメリカ戦時情報局の報告書は、「『武士道』よりも降参したあとに起こることへの恐れこそが、戦場で追いつめられた日本兵たちが死を選ぶ大きな動機である」としている。⁽⁸⁾

以上は南京における捕虜殺害と同じく弁解の余地のない悪質な蛮行であるが、捕虜殺害にはそれほど悪質とも決めつけられない、状況に強いられたケースも少数ながら存在した。カールトン⁽⁹⁾は二つの例を紹介している。一つはオランダのアルンヘムで連合軍の少数の降下部隊がさらに少数のドイツ兵を捕らえたケースである。敵中において捕虜を生かしておくことがいかに困難であり、かつ危険であるかは誰の目にも明らかであり、指揮官が「かれらを道の向うに連れてゆきお払い箱にせよ」と命じたとき、かれの意味するところを誤解したものは無かったという。⁽⁹⁾ いま一つの例はビルマ戦線で英印軍が敵中深く鉄道破壊のため出撃した際、何人かの日本兵を捕虜としたが、かれらの運命を上官に敢えて問うものは無かった。⁽¹⁰⁾ 以上の二例はその性格において極端なケースであろうが、量的にはカールトンも言うように、「この種の事件はくりかえし起こった」とするのが妥当であろう。⁽¹¹⁾ さて、以上をまとめれば、「戦場の狂気」は現象的には酸鼻をきわめた事態を現出する上に量的にも犠牲者数がときに万単位ないし十万単位に発展するとはいえ、主として感情的要素が支配的であり、司令部レベルでの黙認や共謀が認められるケースが少なくないとしても、国

策として遂行されたとは言い難い点、他の二つの狂気と区別するのが妥当と考える。

三

次に、(2)の「戦争の狂気」に該当するのは、国策として残虐性、野蛮性が発揮されるケースで、「敵国人への憎悪」といった点で感情的要素と無縁でない場合が多いとはいえ、国家による冷静な(?)政策決定に基づく点で(1)と区別される。この狂気の典型としては英米空軍によるドレスデンやハンブルクの爆撃、および米空軍による広島・長崎への原爆投下がただちに想起される。これらはひっくり返して戦略爆撃と呼ばれる。これらは何れも一般市民の多大な被害が当然に予想される都市無差別爆撃であり、軍事目標にできるだけ対象を限定するという交戦法規の違反であった。しかし、これは連合国側の専売特許でも何でもなく、むしろ日本軍機が重慶や広東を初めとして中国大陸の多数の都市にくりかえし無差別爆撃を加えたあたりに起源があるとの見方も当然可能である。⁽¹³⁾この日本軍の爆撃に対し参戦以前のアメリカ政府は、「三十七年九月二十八日……『平和を求める多くの市民が住む地域を広範囲にわたって一様に爆撃するとは、許しがたく、かつ法と人道の原則に反するものである』と非難した⁽¹⁴⁾」のは、のちの東京爆撃や広島・

長崎への原爆投下を考えれば皮肉とも何とも評しようがない。ともあれ、連合国側の空爆は当初の軍事目標中心の昼間爆撃が効果のわりに自軍の被害が大きいためにしだいに夜間の地域爆撃すなわち無差別爆撃に移行した。⁽¹⁵⁾イギリスの場合比較的早く、一九四一年八月の調査報告(ブット報告)により昼間の精密爆撃が犠牲の大きさの割に効果が薄いことが明らかとなり、無差別の地域爆撃に切りかえられたが、この変更は公然と認められることはなく、とりわけ議会に対しては秘められていた。⁽¹⁶⁾とりわけ地域爆撃が相手国民の抗戦意欲や工業勢力への打撃となることが期待されたことがこの転換を決定的なものとしたようである。⁽¹⁷⁾

同様にこの戦争の狂気に分類されるべきものとして、泰緬鉄道建設に典型的に見られるような連合国捕虜や原地住民の強制労働や虐待を挙げることができる。よく知られているように連合軍捕虜が国際法規による正当な扱い——一般兵士の労役そのものは禁じられていない——を受けなかった事実は戦後連合国側がもっとも問題として責任を厳しく追求したところであり、BC級戦犯と呼ばれた人たちの裁判での訴追、処刑等々はこの捕虜の扱いをめぐるものであった(それと対照的に、原地住民の強制労働やそれにもとづく死亡等の責任は連合軍により厳しく追求されることはほとんど無かった)。じじつ、日本に抑留された連合軍捕虜の死亡率は平均して二十七%にのぼるとされ、⁽¹⁸⁾シベ

リア抑留日本人捕虜のそれが一割強であった事実と比較してもきわめて高率であったことは否定できない。日本の場合もすべての收容所の待遇が一様に苛酷であったとも考えられず、そうでない事例も新聞などで散見される⁽¹⁹⁾といえ、全体として、そもそも日本軍が捕虜の人権や尊厳を自国兵士にも認めず、したがって他国人捕虜に対する軽蔑の念、偏見を当初から強く抱いていたこと、国際法規の遵守にほとんど意を用いなかったことなどが捕虜虐待をまねいたことは多言を要しないところであろう。その意味では問題はカールトンの指摘するように「日本の軍事文化」と直接関っていたと云えよう。⁽²⁰⁾

他方、現実には当時の日本の貧しい物質的状况——食料や医薬品を始めとするあらゆる物資の不足——が「虐待」への一誘因であったことも否めない事実ではあろう。日米戦争開始後わずか半年後の四二年六月三日、当時の上村幹夫浮虜管理部長が「一人と雖も⁽²¹⁾無為徒食を許さざる我が国現下の実状」を各部隊に通達した⁽²¹⁾事実はこの間の事情を雄弁に物語っている。上述のそれほど苛酷な待遇でなかった伊奈谷の捕虜收容所での高い死亡率も一部はそれにより説明されるのである。戦時下の日本の食事は食生活の異なる欧米人捕虜の耐えられる限度をはるかに上まわるものであったとしても何の不思議もない。

彼我の物質的条件のあまりの相違が「虐待」の一因となったケースとして「バターン死の行進」を挙げるのは見当外れではあるまい。バ

現代史における「蛮行」の国際比較のための覚書

ターン半島で降伏した米比軍捕虜約八万人が收容施設まで数十キロから最長一二キロまで炎天下を食料飲料水もほとんど与えられないまま徒歩移動させられ四二五〇名が死亡したことで知られるこの事件は、アメリカ世論を憤激させた点で、パール・ハーバーの不意打ちにも匹敵した。しかし、自動車による輸送は日本軍自身の移動においてもむしろ例外的であった当時において、捕虜の移送手段として徒歩を選んだ決定を批判することは現実的ではない。また、米比軍の捕虜の人数は攻撃した日本軍をはるかに上まわる全く予想外の人数であった。これに対し食料や飲料水を提供することがいかに難事かは想像に難くない。予想を上まわる人数を捕虜にしたため十分な対処ができず捕虜虐待の非難を浴びた例はアメリカの南北戦争における北軍など稀ではない。まして「バターン死の行進」の場合、長期の包囲戦による米比軍兵士の体力消耗も無視できない要素であったと考えられる。降伏間もない移動など日本軍の処理方針に賢明さを欠く点があるにしても、「バターン・ケースの措置には期待可能性の角度からほんとうに残虐行為といえるかどうか問題の余地がある」(家永)との⁽²²⁾評価は妥当なところではなからうか。

捕虜の虐待と性格が似かよった蛮行として戦時中の中国人・朝鮮人などの強制連行、強制労働がある。中国人が敵国人であったのに対し当時の朝鮮人は日本国民であったため、両者の待遇はけっして同じで

はなかつたとはいえ、⁽²³⁾自己の意志に反して他国に連れて来られ苛酷な労働に従事し多くの犠牲者を出したという点で両者は共通しており、ともに国策に基づく点で戦争の狂気に分類するのが妥当である。大戦後期の日本の食料や医薬品の欠乏は日本人にとっても耐え難い状況を生んでいたし、強制労働は「タコ部屋」という形で近代日本の構造的汚点の一つであったと言われるが、⁽²⁴⁾死亡者の比率は中国人・朝鮮人労働者と日本人労働者の待遇の質的差異を雄弁に語るであろう。日本と同様に戦時下の極度の労働力不足に直面したナチス・ドイツも被占領諸国民を多数自国に連行し労働力として使役した（占領された諸国における対独レジスタンスの一つの原因はこの強制連行への反抗にあった）。ドイツにおける彼ら外国人労働者の待遇は東欧スラヴ系か西欧系かにより根本的に違っており、⁽²⁵⁾あえて言うならば中国人・朝鮮人労働者の日本における地位や待遇はドイツにおける西欧系（フランス人、ベルギー人、イタリア人など）労働者より下、東欧系労働者より上と位置付けることもできよう。⁽²⁶⁾ただし、ドイツの場合、戦時下で被占領地域からの物資収奪が大規模におこなわれた結果、国民の消費生活水準の低下は日本ほどでなかったため、食生活に限って云えば日本の外国人労働者の場合が最低であったかもしれない。

強制連行との関連で念頭に浮かぶものに米国における日系人の隔離収容があり、これも国策に基づく大規模な人権抑圧として戦争の狂気

の一種と考えられる。西海岸に居住する日系人——その約三分の二は米国民権をもつ米国人である——約十一万人が財産を事実上没収されたばかりか自然条件の厳しい奥地の収容所に隔離収容されたこのケースは⁽²⁷⁾最近に至って米国政府（および同じ政策をとったカナダ政府）が謝罪と補償をおこなったことで注目された。日系人たちは突然の収容のため財産を不当な価格で買いたたかれたばかりか、収容所で支給される手当（成人男子一カ月二・五〇ドル、家族の支給額の上限七・五〇ドル）では必需品を買うにも不足し、持参した現金が毎日減少していく理不尽にさらされた。⁽²⁸⁾同じ立場であった筈のドイツ系イタリア系市民が強制隔離を免れた事実は東洋人に対する人種差別を感じさせずにはおかない。たとえ、当時の状況が、「メキシコからカナダにいたる海岸は有刺鉄線が張りめぐらされ、一定の沿岸地域の女性は、侵略があつた際の『ジャップの殺し方』の指示を受けていた」と⁽²⁹⁾いった日本軍の過大評価に支配されていた時期であり、開戦当初の集団ヒステリー状態のため日系人の生活の維持が困難であつた時期⁽³⁰⁾であったとしても、戦争終了後も長期にわたり謝罪も補償もなく放置された事実に対する十分な説明とはなり得ていない。ただ、収容自体が不当な人権侵害であつたにせよ、収容所内での待遇はアウシュヴィッツなどナチスの収容所はもちろんスターリン時代のソ連下の収容所での待遇と比べても同日の談でないことは認められねばならない。

最後に、戦略爆撃―無差別爆撃の延長線上にはあるものの、別に論ずる必要のあるものとして広島・長崎に対する原子爆弾投下がある。

これは昨年が投下五〇周年であったこと、とりわけ同年のスミソニアン航空宇宙博物館の原爆資料展示計画をめぐり米国内で研究者、政治家、在郷軍人、ジャーナリストをまきこんだ激しい論争を生んだこと(31)で記憶に新しいところである。わが国ではこれまでしばしば「ヒロシマ」はアウシュヴィッツと比較され、「アウシュヴィッツと並ぶ絶対悪のシンボル」(ブルマ)とされてきたが、全く違う受けとり方が米国の少なくとも一般世論においては支配的である事実がいわば白日のもとにさらけ出されたといえる。筆者自身は広島・長崎の原爆投下を戦争の狂気の一つ―極限ではあっても―ととらえてきたので、次節で述べる「イデオロギーの狂気」の一種であるアウシュヴィッツ―ホロコーストと区別して来たが、スミソニアン博物館展示論争における米国一般世論の反応―原爆投下正当化欲求の激しさ―はその筆者にとっても不快の極みであった。

しかし、米国の大衆とりわけ前大戦参加者たちの感情的反応はひとまず措くとして、広島・長崎とアウシュヴィッツの同等視にも問題が多々存在することは認めるべきである。まず、アジアでの反応には原爆投下を十五年戦争の「帰結」(家永)と捉える傾向があることはすでに指摘されてきたところだが、英米蘭蒙などの捕虜や民間人抑留者な

どが自らの収容所での緩慢な死を阻止したものとして原爆投下を「神に感謝した」(34)事実の持つ意味は重い。原爆投下が日本の早期降伏を促すための措置であったとの米国の公式説明―通俗的理解は近年の原爆投下決定過程の学問的解明の進展によりアメリカでも学会でほぼ否定されているとされるか、そのことと日本の降伏の決定要因とは一応区別されるべきである。後者に関してもソ連の対日参戦の影響がより重要であろうが、原爆投下が日本の降伏を「早めた」ないし「促進した」可能性を完全に否定するのも尚早であろう。(36)

広島・長崎への原爆投下が民間人の大量虐殺を当然に予想させるものであったが故に国際法違反であったことは疑いないし、原爆の違法性が国際法廷の場で認められるまで五〇年を要した事実は、広島・長崎の被爆者やその家族にとって不可解、不本意そのものであったことは疑いない。だが、一説に一晚で十三万五千人(推定)を殺害したとされるドレスデン空襲(四五年二月一三、一四日)(37)やほぼ同じ規模の四五年三月一〇日の東京大空襲の直接の延長線上にヒロシマ、ナガサキは存在したし、両者の間の質的差異がそれほど大きいとは思われない。意義のあるのはむしろ虐殺のエスカレーションのメカニズムの追求であろう。

戦略爆撃―無差別爆撃が昼間精密爆撃における味方の損害の大きさへの対策としてしだいに重用され、ついで相手国民の士気喪失が重要

視されるにつれ一般化した事情は前述した通りである。われわれ日本人には傍若無人そのものと映ったB29機の爆撃行であるが、当の乗員たちは撃墜されたらどんな目に会うか不安にかられ気持が荒んでいた⁽³⁸⁾。広島島の原爆投下機のポール・テイベツ機長も無事生還への自信の無さから母親の名を機名としたと語っている。こうした不安が被害者の人権への軽視に導くことは当然に予想される。危険はお互い様というわけである。

他方、戦略爆撃に限らないが、近代戦においては、殺す対象との「ますます増大する距離」が被害者への同情や憐憫といった人間的感情の働く余地を狭めることも指摘できる⁽³⁹⁾。小銃よりは大砲が、大砲よりは高空からの爆撃が、相手の苦痛や惨状への思いやりを減少させ、敵への憎悪がその空隙を埋めることになる。こうして、日本の敗戦受諾がすでに明らかであった八月一四日夜、総勢一、〇一四機——B29爆撃機八二八機と護衛戦闘機一八六機——がほとんど無抵抗の東京を爆撃する⁽⁴⁰⁾という非人間性の極致が実現した。サイパン島侵攻の米軍輸送船の上では、日本人の民間人や軍人捕虜を一人でも多く洞窟から救出するため日本語の講習が始められ、「船のあちこちで『デテコイ』の連発がはじまった⁽⁴¹⁾」という同じ米軍がである。この両極端の事例の何れをも視野に入れた米軍軍事文化の検討が要請されているというべきであろう。

なお、筆者の準備不足から七三一部隊に関しては此処で言及できなかった。中国人の捕虜、スパイ容疑者、抗日分子と疑われた人などを細菌戦の研究や準備のため人体実験に供したこの事例は極めて陰惨な事件であり、家永三郎氏のように、アウシュヴィッツ、原爆投下と並ぶ「第二次世界大戦における計画的残虐行為の極限例のトリオの⁽⁴²⁾」との評価も有り得ようが、筆者自身は事件の性格からして、「戦争の狂気」に分類すべきであり、アウシュヴィッツとの同等視は妥当でないと考えている。

四

(3)の「イデオロギーの狂気」に基づく残虐行為や大規模人権抑圧はアウシュヴィッツ、旧ソ連時代の「収容所群島」、ポルポト政権下のカンボジア国民大量虐殺、中国の文化大革命などに代表される。一時の逆上によるものでなく国策の遂行であるという点で(2)の戦争の狂気と共通しているが、同じ国策遂行であっても(2)の場合は戦時下の異常心理のもとでの説明も可能である——正当化されるのではない——のに対し、戦時平時の別なく単一のイデオロギーの信奉の結果として、国民ないし諸国民中の特定の民族・階級・宗派などが生存や人間らしい生活に値しないグループとして選り出され、極度の人権抑圧や虐殺

の運命をたどる点が最大の特徴で、計画性はいつそう強まり、また、犠牲者ないし対象者は通常百万人の単位をもって数えられる。

まず、アウシュヴィッツに代表されるナチス・ドイツの強制収容所とりわけ絶滅収容所の場合、百万単位の大量虐殺に至った理由としては第二次大戦とくに独ソ戦との関連が指摘できると考えられるが——独ソ戦自体、当初から従来の戦争の概念をはみ出す大殺戮戦となることがナチス党幹部により予想されていた⁽⁴³⁾——、死に至ったか否かはともかく、特定の人種・民族に属するという唯それだけの理由で個人が反抗すら企てたことが無いのに（ユダヤ人犠牲者のうち子供が百万人を越える⁽⁴⁴⁾）、極度の人権抑圧にさらされた点で、戦場の狂気や戦争の狂気とは区別されてしかるべきであろう。さらにナチスの絶滅政策は近年注目されているようにユダヤ人だけに向けられていた訳ではなく、ジプシーやドイツ人精神障害者をも対象としていた⁽⁴⁵⁾。しかも、クーパーが指摘するように、ジプシーを殺害したところで何ら物質的利益が得られる訳ではなかった⁽⁴⁶⁾。ましてジプシーや精神障害者がナチス体制に反抗していたのでもない。かれらは生存に値しないグループと一方的に判断されたに過ぎず、民族の純血を脅かす存在として、あるいは単に目ざわりな存在として、つまりはイデオロギー的狂信——優生学という名の疑似科学——の結果として抹殺の対象とされたのであった。

言うまでもなく、ユダヤ人虐殺はほとんど有史以来と言いたくなるほど古い現象である。しかも、「十字軍や宗教裁判や宗教戦争の時代のキリスト教徒の行為のなかに、われわれの時代の最大のジェノサイド、つまりナチスによるユダヤ人虐殺のあらゆる要素が見出されるのは驚くべきことである⁽⁴⁷⁾」とのクーパーの指摘が正しいとすれば、二〇世紀以前のユダヤ人の受難とナチスによるそれとはその質において大きな差はないことになる。だが、蛮行の「テクノロジィの変化」⁽⁴⁸⁾（カールトン）の重要性はひとまず措くとして、ナチスによる虐殺の特徴はそれが曲りなりにも人権思想が普及した筈の二〇世紀中葉のヨーロッパで惹起した点にある。ルネサンス以来とまで言わないとしても少なくとも啓蒙期以来の西欧の人権尊重思想の発展普及もこれほどの蛮行の遂行に何の障害ともならなかった事実こそナチズムの蛮行がくりかえし問題とされる一因であろう。もし、われわれがドイツ人の国民性に原因を求めないのでなければ——筆者自身そう思わない⁽⁴⁹⁾——、かれらが科学に裏付けられていると信じたナチス・イデオロギーにこそ原因を求めべきであろう。じっさい、独裁による抑圧や恐怖だけでドイツ国民が最後の最後までヒトラーの戦争指導に従った——ほとんどヒトラーと心中しかけた——事実を説明できないことはだれの目にも明らかであり、兵士たちにまで「優越感」や「名誉心」⁽⁵⁰⁾を植えつけたもの、武装SS師団の兵士に敵による負傷の手当すら拒んで死を選ばせたもの⁽⁵¹⁾こ

それが問題とされねばならない。

旧ソ連政権時代の「収容所群島」の場合も、平時に百万単位の国民が、「富農」、「党の敵、人民の敵」、「外国のスパイ」など要するに階級敵のレットルを貼られ、その故に生存や人間らしい生活の権利を奪われた点で、イデオロギーの狂気に区分されるべきであり、仮に指導者の側に過度の被包圍意識があったにせよ、全体主義的人権抑圧そのものと言つてよい。とりわけスターリン時代の収容所の一部にはナチスの絶滅収容所に近いものがあつたと見られる⁽⁵²⁾。仮にすべての収容所が本来は労働のための収容所であつたとしても、極限の労働搾取の場であつたし、スターリンが安価な労働力を求めて大量の囚人を意図的に創出したとの疑惑すら否定できない。それはともかく、「過去のどのような専制君主や暴君も、その同国人を、これほど多く迫害したり殺したりはしなかつた」とのクーパーの評価もあながち誇張とも思われな⁽⁵³⁾い。ロシアのツァーリもヒトラーも含めてである。

もちろん、同胞を虐殺することがユダヤ人や他国民を虐殺することよりも非難されるべきということではない。同胞であれユダヤ人であれ他国民であれ生命の価値に何の変りもないし、あつてはならない。しかし、同国人を迫害したり虐殺したりすることへの心理的抵抗が他国民に対してよりも一般に高いことは歴史上の幾多の戦争での蛮行が示している。収容所群島を生み出したイデオロギーの狂気——ゆがん

だ階級闘争至上主義——の深刻さがそこにも露呈している。その中からフルシチョフやゴルバチョフのような批判者を生み出したことのみがコミユニズムをナチズムより上に立たせていると言えば多分言い過ぎであろうが。

ポルポト政権によるカンボジア国民の大量虐殺——百万人ともいわれる——もイデオロギーの狂気の好例であろう。カンボジアが小国であることを考えれば虐殺率はスターリンもヒトラーも及ばないと言いつても不可能ではない。ポルポトやイエン・サリらクメール・ルージュの幹部がフランス留学経験者であることは虐殺を東洋の後進性といつた口実に帰し得ない⁽⁵⁴⁾ことを物語っている。かれらが、官吏、医師、弁護士、技術者といった教育水準の比較的高い階層をねらい打ち的に蛮行の目標にした点もナチス・ドイツの対東欧政策に通ずるものがある。ナチスの場合にはスラヴ人をドイツ人にひたすら奉仕する劣等種族たらしめるため東欧の知識階級の抹殺を必要としたが、クメール・ルージュの場合、近代工業社会への一定の批判に立つてのことであろうが、ゆがんだイデオロギーの虜囚であつた点で、むしろ西洋文明の鬼子とでも見做すべきかもしれない。

中国における文化大革命の騒乱もカンボジア・ゼロ年と並んでイデオロギーの狂気の好例であろう。中国共産党の場合、ソ連共産党とこととなり、肅清や党内抗争がそれほど表面化しなかつたため（高崗肅清

事件のような例外もあったが)、これを特別視、理想視する傾向がわが国で一時目立った。しかし、文化大革命の勃発はこうした樂觀が根拠の薄いものであることを白日の下にさらけ出す結果となった。今日でも文化大革命の全貌が明らかになった訳ではないといえ、また、そこに現状への一定の正当な批判が無い訳ではなかったとも見られるとはいえ、おびただしい犠牲者や人権侵害を生んだ上に近代国家としての中国の歩みをさらに遅らせたことは否めないであろう。

新中国の場合、形式的には一党独裁ではなく民族統一戦線というテーマであったにせよ、そのテーマを受け容れる者が今日中国以外に居るとは思えない。ここでも単一のイデオロギー（階級闘争至上主義）が絶対的価値基準となった結果、「敵」の人権抑圧は何ら悪とはされないばかりか、むしろ善であるとさえ錯覚された「狂気」の存在が指摘できよう。

以上のように見て来れば、ナチスによるホロコーストにせよ、コミユニストによる収容所群島、カンボジア国民虐殺、中国文化大革命にせよ、ジェノサイド的蛮行は全体主義的支配体制と分ち難く結びついている。しかし、だからといって全体主義的支配体制が必ずジェノサイド的蛮行をとまなうとまでは言えない。たとえば、ノックスが指摘するようにファシスト・イタリアではカトリック教会や王室や軍部などの一定の影響力の残存によりそうした最悪事態に至らなかった⁽⁵⁵⁾。同

じ共産主義国でもベトナムやキューバでは、旧支配層の受難は相当のものがあつたであろうが、ジェノサイド的蛮行があつたとは聞かれな

い。

他方、全体主義的支配体制下でなくともジェノサイド的蛮行が有り得ることは、古くは北米大陸におけるインディアンの処遇、中南米におけるスペイン人によるインディオ処遇、ドイツ第二帝政下の南西アフリカのヘレロ族虐殺⁽⁵⁶⁾（一九〇四年）などの実例が示している。アメリカ・インディアンや中南米のインディオの処遇の場合、白人による圧迫や虐殺は長期間にわたるため特定の政権の政策に帰することはできないし、ナチスのホロコーストや「収容所群島」ほどに意識的行為とは言い難いにせよ、インディアンは人間ではなく自然の一部に過ぎなかつたとしばしば言われるように、意識性の度合が低かつた事實は逆の意味での問題の深刻さを示しているとの見方もできる。そこに人種主義の発現を見ることは容易でもあり、誤りではないであろうが、さらにその背景に経済的発展の邪魔としての狩猟・採集民という觀念の存在を指摘できよう⁽⁵⁷⁾。ともあれ、辺境や植民地など情報の発信が困難な地域で異人種・異民族の処遇が問題となる時には西欧デモクラシーの手によつてもジェノサイドないしそれに近い事態が起こりうることをこれらの事例は示す。

五

第一次世界大戦中のトルコによるアルメニア人の大量虐殺やインド・パキスタン独立時のヒンズー・イスラム両教徒の相互殺戮など、大規模でありながら本稿で言及できなかった蛮行は少なくないが、それらの検討は他日を期すこととする。現代史において諸国民により犯された蛮行を戦場の狂気、戦争の狂気、イデオロギーの狂気という三つのカテゴリーに分類して比較検討するという本稿の企図は、最初に触れたように、これまでの個別研究が全体的パースペクティヴを欠くためにその蛮行評価においてあまりに主観的であると感じられたため、それらの蛮行にそれぞれのあるべき位置を与えたいとの欲求に基づいている。それがかなり大それた願望であることは無論承知しているが、それなしに個々の蛮行のバランスのとれた評価はあり得ないと筆者は考えている。

それにしても、本稿の準備や執筆の作業を進めながらあらためて感じさせられたのは、蛮行の評価における記憶と歴史の未分化、その問題性であった。それぞれの蛮行の犠牲者にとって自らの体験とそれに基づき記憶は、あえて言うならば神聖であり、ほとんど他人の容喙を許さないほどのものであろう。米国の旧出征軍人であり一九四五年夏

にはフランスから極東への転戦を予想していたポール・フッセルなる人物が一九八〇年代初頭の原爆投下是非論争の渦中に雑誌に載せた論争文で、原爆投下決定を評価する道義的権威を有するのは彼のような不安な境位に身を置いた者だけであるとの意識から、原爆投下決定批判者の一政治学者が一九四五年には十歳に過ぎなかったと指摘した⁽⁵⁸⁾のは示唆的である。しかし、犠牲予定者であったフッセルの記憶が尊重に値するとしても、そうであれば犠牲者の記憶は当事者にとってはその何倍も神聖であらう。ホロコーストの犠牲者、収容所群島の犠牲者、原爆投下の犠牲者、南京事件の犠牲者、それぞれの記憶が断定的絶対的調子を帯びるのは、生の一回性を考慮すれば自然であらう。

だが、体験とそれに基づく記憶は尊重に値するとしても歴史そのものではなく、いわば歴史の素材に過ぎない。素材なしには歴史研究はないが、素材を歴史そのものと錯覚することは妥当な態度ではない。スミソニアン博物館の原爆資料展示論争はその点で示唆的であらう。批判の余地が無いとは言わないにせよ学問的検討をふまえた博物館側の展示方針が、記憶に固執する在郷軍人団体らの攻撃により全面的撤回を迫られた。学会における支配的見解が学問以外の影響力により次つぎと後退させられる様はある意味ではマッカーシズムの再現を見る思いであった。だが、米国の歴史研究者たちが記憶の側からの攻勢に対して歴史の立場を守って動じなかったのは救いでもあった。我われ

もまた、ぎりぎりのところでは記憶と歴史の選択に直面せざるを得ないが、米国の歴史学者の姿勢は学ぶに値するものであろう。

註

- (1) 平瀬徹也「第二次世界大戦像再検討のために(上)」、『現代史研究』(現代史研究会) 二二三号、一九八七年十二月。
- (2) オラドゥール事件については以下を参照。Eric Carlton, *Massacres: An Historical Perspective*, (Aldershot, 1994), pp.123-28. NHK・E・T・V特集『ナチスが襲った日——フランス・オラドゥール村』、一九九六年八月二六日放映。
- (3) 南京事件に関してはさしあたり以下を参照。洞富雄『南京大虐殺の証明』、朝日新聞社、一九八六年。秦郁彦『南京事件——「虐殺」の構造』、中公新書、一九八六年。
- (4) 「一九三二年三月、教育総監第二課による『陸軍士官学校教育綱領』の改定で、……陸軍士官学校の教程から戦時国際法の科目が除外された。それ以前の軍隊手帳には、その冒頭に戦時国際法が掲載されていたがこれも削除され、一連の戦争法規は陸軍では陸軍大学校入学者にのみ教授されるにとどまった」。油井大三郎／小菅信子『連合国捕虜虐待と戦後責任』、岩波ブックレット、一九九三年、一七頁。以上は当時の軍上層部を覆った空気の当然の帰結であったようだ。余人ならぬ南京攻略時の第六師団長・谷寿夫陸軍中将は、出講中の海軍大学校の講義で「勝ち戦さの後や、追撃戦のとき、略奪、強盗、強姦はかえって士気を旺盛にする」と述べたという。若槻泰雄氏の評言「講義という公式の場においてこんな発言をするとは、陸軍をおおう国際法無視の雰囲気を示して余りあるものがある」に反論することは困難であらう。若槻泰雄『日本の戦争責任——最後の戦争世代から』、原書房、一

現代史における「蛮行」の国際比較のための覚書

- 九九五年、上巻、一四一頁。
- (5) オータス・ケリー『よこ糸のない日本』、サイマル出版会、一九七六年、一三、二二頁。
- (6) 死者数は、村松剛『アルジェリア戦争従軍記』、中央公論社、一九六二年、三四頁による。淡徳三郎『アルジェリア革命』、刀江書院、一九七二年、三四九頁の挙げる「百万人以上」はやや疑わしい。柏木明『フランス解放戦争史』、原書房、一九九五年、二二二頁は、「民族解放戦線側の戦死一六万、回教徒の死亡者二〇万合わせて三六万の損害」としている。
- (7) ジョン・W・ダワー著／斉藤元一訳『人種偏見——太平洋戦争に見る日米摩擦の底流』、TBSブリタニカ、一九八七年、八七頁。
- (8) 同書、八四、八六頁。
- (9) Carlton, *op. cit.* p.107.
- (10) *Ibid.*, p.111.
- (11) *Ibid.*, *loc. cit.*
- (12) 上海派遣軍兼中支那方面軍情報参謀の長勇大佐は捕虜の処遇方法を問い合わせる第六師団からの電話に「ヤッチマエ」と答え、それを知った松井石根司令官の叱責にも拘らず、一時間後に再び「ヤッチマエ」と答えた。秦郁彦前掲書、一四三頁。
- (13) 広東無差別爆撃の詳しい目撃証言として、ヘッセル・ティルトマン著／加瀬英明訳『日本報道三十年』、新潮社、一九六五年、一六七—一七七頁参照。広東のみで九ヶ月半の間に四、七八六人の非戦闘員が死亡したという。
- (14) ダワー前掲書、四七頁。
- (15) Carlton, *op. cit.* pp.138—140. 油井大三郎『日米戦争観の相剋』、岩波書店、六八一—六九頁。ただし、計画自体は早くから立てられている。「英米の計画立案者たちは、実は真珠湾が攻撃される何か月前か

ら、敵国の都市爆撃の効果をひそかに認めており、……：ジョージ・C・マーシャル陸軍参謀総長は、『日本の人口密集都市の木と紙でできた家屋を焼き払う、無差別焼夷弾攻撃』を想定した計画を立てるよう部下に命じている。ダワー、前掲書、四九一五〇頁。

(16) Carlton, *op. cit.* p.139.

(17) *Ibid.*, p.140. 油井前掲書、六八頁参照。その他、エリザベス・ア

ン・ホイール他著、『第二次世界大戦事典』、朝日ソノラマ社、一九九一年、の「地域爆撃」の項参照。(以下、『第二次世界大戦事典』と略記)

(18) 油井・小菅前掲書、九頁の各国別の統計表参照。やや異なる数字は、荒井信一『戦争責任論——現代史からの問い』、岩波書店、一九九五年、

二二〇頁参照。ただし、油井・小菅前掲書が「日本軍の捕虜がいかに過酷な状況下にあったか」の比較としてナチス・ドイツの捕虜となった英米将兵の死亡率七%を挙げているのは説明不足で誤解を招きかねない。ナチス・ドイツは東部戦線と西部戦線で全く別の戦争を遂行していたのであり、「東部戦線においては、ドイツ軍が捕虜としたソ連人は五百五十万にも及ぶと見られ、そのうち少なくとも三百五十万人が四四年なかばまでに死亡している」(ダワー前掲書、六〇頁)とすれば、ソ連兵捕虜の死亡率は六三・六%となる。その他、五七・八%という数字は、R. J. B. Bosworth, *Explaining Auschwitz & Hiroshima: History Writing and the Second World War 1945-1990*, (London and New York, 1933), p.142.

(19) 長野県下伊奈郡天龍村に戦時中設置された連合軍捕虜収容所では、運動会のほかにも死亡した捕虜の合同ミサが厳粛に営まれ、日本人所長も出席した。捕虜の中には堀をくぐって村民から酒を衣類と交換して入手する者もいた(『朝日新聞』、一九九四年一月一日夕刊第三面特集)。食事は日本兵と同じ一日千六百カロリーであったにも拘らず捕虜の死亡率は一五%に達し、戦後、所長以下一五人のうち所長ら六人

が絞首刑、四人が無期、一人が二五年の懲役に処せられた。

(20) 「日本軍の手に落ちた捕虜の運命は多分に担当の将校の気まぐれ次第であった……。 (だが——引用者) かれが何らかの虐待を免れることはまずなかった。これは日本人の生得の残忍性の程度に依るものではなかった。後者は我われの知る限り他の国民以上でもなければ以下でもなかった。そうではなく、それは、勇気と怯懦に対する日本の軍事文化の全態度と直結していたように見える」。Carlton, *op. cit.* p.108. ただし、油井・小菅両氏は「日本と欧米との捕虜観の相違や文化の異質性を強調」する見方を紹介しながらも、「人命軽視思想と極端な精神主義」をむしろ「昭和戦前期の特殊な産物」と見る。(前掲書、五〇、五七頁) 筆者も両氏に一部同感だが、やはり「恥の文化」(一例だが)などの伝統とも無縁ではないのではないかと考える。

(21) 同書、二六頁。

(22) 家永三郎『戦争責任』 岩波書店、一九八五年、一四五頁。「こういう種類の残虐行為は、日本軍隊と先進国の軍隊との常識の違い、文明の程度の差といえるかもしれない」。若槻前掲書、一三一頁。

(23) ダワーによれば、「四三年四月から四五年五月の間に(四二年一月二七日の閣議決定に基づいて) 中国から強制労働のために動員された四万一千八百二人のうち、六八七二人が労働現場で死亡し、結局、終戦後帰国できたのは三万一千人に満たなかったという」一九三九年から四五年までの間に、六七万に近い朝鮮人がおもに鉱山や重工業に従事する目的で日本に連れてこられ、そのうち六万人がそれ以上が劣悪な労働条件のため死亡したと見られる。このほかに一万人を超える人々が広島と長崎の原爆の犠牲となったと思われる。ダワー前掲書、ともに五八頁。

(24) 松沢哲成「底辺・下層労働者と日本帝国主義——一九二〇年代を中心に」(京都大学新聞社編『口笛と軍靴——天皇制ファシズムの相貌』、

京都大学新聞社、一九八五年）参照。

- (25) 矢野久氏の諸論考、とりわけ「第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者政策の転換（上）」（『三田学会雑誌』八四卷三号）を参照。「西欧市民労働者」——軍人捕虜と区別した呼称——はドイツ人労働者と同一賃金、同一労働条件、同等の食料配給を享受していたが、「人種別食料配給原理」において「最下位に位置づけられていた」ソ連労働者やそれに近いポーランド人労働者はそうした待遇を期待し得べくもなかった。他に、永岑三千輝『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆一九四一—一九四二』、同文館、一九九四年、を参照されたい。
- (26) ドイツにおけるフランス人徴用労働者七〇万人中死者は約三万五千人であった。（渡辺和行『ナチス占領下のフランス——沈黙・抵抗・協力』、講談社、一九九四年、一四九、一五三頁参照。本稿註(23)の中の人、朝鮮人労働者の死亡数と比較されたい。
- (27) 数字は、A・ボズワース著／森田幸夫訳『アメリカの強制収容所——危機状況における少数民族』、新泉社、一九七二年、一七頁。
- (28) 同書、一五〇頁。さらに、かれらの銀行預金は連邦政府の命令で凍結されていた（同書、五一頁）。戦時下のインフレーションを考えればこれも日系人への打撃であった。
- (29) グワー前掲書、一四九頁。
- (30) ボズワース前掲書、九八、一四三頁参照。
- (31) 以下の日米の文献はすでにスミソニアン問題を立ち入って論じている。油井前掲書、序章。Michael J. Hogan (ed.), *Hiroshima in History and Memory*, (Cambridge and New York, 1996), esp. ch. 9 by Michael J. Hogan.
- (32) イアン・ブルマ著／石井信平訳『戦争の記憶——日本人とドイツ人』、TBSブリタニカ、一九九四年、一一六頁。ブルマはこれに批判的。
- (33) 家永前掲書、八七頁。

現代史における「蛮行」の国際比較のための覚書

- (34) 油井・小菅前掲書、五一七頁参照。引用は五頁。
- (35) Michael J. Hogan, "An Introduction", in M. J. Hogan (ed.) *op. cit.* pp. 1—10.
- (36) 一九四五年八月までに日本の抗戦能力はゼロに近づいていたにしても、当時の実質的支配者であった日本陸軍はもはや合理的判断の可能な組織ではなかったと筆者は考えている。
- (37) Carlton, *op. cit.* p. 142. これはおそらく最大の推定値で、「三万名から六万名」（『第二次世界大戦事典』二七八頁）が妥当な数字かもしれない。当時ドレスデンには東部占領地域からの多数の避難民が流入しており正確な推定は不可能で、十三万五千人説も否定はできない。
- (38) ケーリ前掲書、九五頁参照。
- (39) レオ・クーパー著／高尾利数訳『ジェノサイド——二十世紀におけるその現実』、法政大学出版局、一九八六年、五五頁。
- (40) グワー前掲書、三六〇頁参照。こうした狂気の中では、「テイベツ機長が、「かれらは今日の信条の文脈で万事を評価しようとする」と不満を述べるのも是認はできないにしても理解はできる筈である。Michael J. Hogan, "The Enola Gay Controversy" in Hogan (ed.), *op. cit.* p. 205.
- (41) ケーリ前掲書、一八一—二〇頁におけるケーリ自身の回想。引用は二〇頁。
- (42) 家永前掲書、八〇頁。
- (43) 保安警察長官ラインハルト・ハイドリヒは独ソ戦開始に際してSS隊員に今回の戦争が類のない性格のものであり、それに耐えられない者はあらかじめ除隊を願ひ出よと訓示した。芝健介「ナチ親衛隊（SS）の思想と行動に関する一覚書」（『国学院雑誌』八五—八、）七頁参照。筆者は旧稿中で独ソ戦の性格を複合的としながらも、「戦場の狂気」の巨大な集積の面を強調したが、現在ではむしろ「イデオロギーの狂

- 「蛮行」の側面が強かったと考えている。
- (44) マイケル・ベーレンバウム著／芝健介監修『ホロコースト全史』、創元社、一九九六年、四一〇頁参照。
- (45) 木畑和子「第二次世界大戦下のドイツにおける『安楽死』問題」(井上茂子他著『一九三九—ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』、同文館、一九八九年、所収)など。
- (46) クーパー前掲書、一〇九頁参照。
- (47) 同書、七頁。
- (48) Carlton, *op. cit.* p. 171.
- (49) 「都合よく忘れ去られた形となっているが、(ナチスによる——引用者)ユダヤ人根絶は、フランスやオランダの市民、ポーランド人、ハンガリー人、ルーマニア人、スロバキア人、ウクライナ人、リトアニア人、ラトビア人によっても、積極的に支持されたのである」。ダワー前掲書、五頁。
- (50) Michael Geyer, "Restorative Elites, German Society and the Nazi Pursuit of War" in Richard Bessel (ed.), *Fascist Italy and Nazi Germany*, (Cambridge and New York, 1996), pp. 158, 159.
- (51) MacGregor Knox, "Expansionist Zeal, Fighting Power, and Staying Power in the Italian and German Dictatorships" in Bessel (ed.), *op. cit.*, p. 131.
- (52) 「これらの収容所のいくつかは、絶滅センターとしかいいがちなものであった——例えば、コリマ、そこでは囚人の野外労働は零下五〇度になるまで強制され、採金地での坑夫たちの死亡率は、年間約二〇パーセントであった」。クーパー前掲書、一八一頁。
- (53) 同書、一八〇頁。
- (54) 公開シンポジウムにおける加々美光行氏の指摘(『比較文化』、東京女子大学比較文化研究所、三八—一、一四頁参照)。
- (55) 「かれが政権を奪った状況のお陰で、また、王室や将校団や中産階級世論や教会のお陰で、ムソリーニ独裁は平時にも戦時にも恐怖政治を實行しえなかった。」「敵への憎悪を注入しようとの体制の努力を教会が半ば公然と拒否したこと、体制自身の内的確信の欠如、その組織や幹部たちの非能率や腐敗や忠誠欠如の増大、食料配給や生活水準の絶えざる低下、恐怖政治利用の不可能なことなどが、ひとたび国王がムソリーニ解任を最終的に決意するや、急速で血を流さない崩壊をもたらした」。Knox, *op. cit.* pp. 128, 132.
- (56) クーパー前掲書、一一頁。ナチスのホロコーストの先駆として近年H・U・ヴェーラーの指摘などで注目された帝政ドイツのヘレロ族絶滅政策は、すでに同時代のフランス社会主義者により「民族全体の絶滅」をめざすものと指弾されている。拙稿「シャルル・アンドレールのドイツ社会民主党批判——ジョレス・アンドレール論争の紹介——」(『史論』、東京女子大学読史会、三二集、八一—九頁)。
- (57) 「それらは経済的發展の邪魔になるものとしての、狩猟・採集民という概念の中に、また彼等を除去することが経済的進歩の利益に役立つという概念の中に現われている「狩猟採集民を動物と等しいものとし、彼らを同じように動物として追い詰める」ことは普通の現象である」。クーパー前掲書、五三、五九頁。かつてのアイヌ民族の場合もこれに当らう。
- (58) Pawl Boyer, "Exotic Resonance: Hiroshima in American Memory", in Hogan (ed.), *op. cit.*, pp. 146—47.
- (〔文理学部教授(西洋現代史) 一九八八—九〇年度総合研究八(「大東亜共栄圏」の思想と現実——比較史的及び学際史的検討の試み) 研究員])